

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害福祉サービス等

障害のある方や児童が、自分で選択した場所に住み、持っている能力や適性をいかして、自立した日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法等に基づく必要な障害福祉サービスおよび地域生活支援事業ならびに児童福祉法に基づく障害児通所支援を実施しています。

名 称		内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、食事や入浴、排せつの介護等を行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で食事、入浴、排せつの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同 行 援 護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読、代筆を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	療 養 介 護	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、食事、入浴、排せつの介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	短 期 入 所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、食事、入浴、排せつの介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
	施 設 入 所 支 援	施設に入所する人に、夜間や休日、食事、入浴、排せつの介護等を行います。
訓練等給付	自 立 訓 練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 選 択 支 援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択を支援します。
	就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 継 続 支 援（A型=雇用型・B型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 定 着 支 援	就労移行支援事業等を経て一般就労した人であって、特に生活面の課題がある人に、一定期間、職場や自宅への訪問等により、生活リズムや体調管理に関する課題について必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
	自 立 生 活 援 助	障害者支援施設やグループホーム等から単身生活をする人に、一定期間、定期的な巡回や随時連絡を受けて行う訪問、また関係機関との連絡調整を行う等、自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。
	共 同 生 活 援 助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、食事、入浴または排せつの介護その他日常生活上の援助を行います。

※ サービス利用を希望される方は高知市障害者相談センターまでお問い合わせください。

○障害児通所支援

名 称	内 容
児 童 発 達 支 援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な支援を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	外出が著しく困難な児童を対象に、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
保 育 所 等 訪 問 支 援	障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。

■障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害福祉サービス等

○地域生活支援事業

名 称	内 容														
移 動 支 援 事 業	屋外での移動が困難な障害のある方に対して、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行います。														
日 中 一 時 支 援 事 業	障害のある方の日中における活動の場の確保や、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。														
訪 問 入 浴 事 業	在宅で生活をされている重度の身体障害者に対して、訪問によりご自宅にて入浴サービスを行います。														
身体障害者福祉ホーム	家庭内において日常生活を営むのに支障のある方が低額料金で利用できる入居施設です。														
	<table><tr><td>施設名</td><td>経営主体</td><td>所在地</td><td>定員</td><td>電話</td></tr><tr><td>コーポラスこくふ</td><td>(福)土佐厚生会</td><td>南国市左右山269-1</td><td>10</td><td>088-862-3522</td></tr></table>					施設名	経営主体	所在地	定員	電話	コーポラスこくふ	(福)土佐厚生会	南国市左右山269-1	10	088-862-3522
	施設名	経営主体	所在地	定員	電話										
コーポラスこくふ	(福)土佐厚生会	南国市左右山269-1	10	088-862-3522											

対象となる障害等につきましては、お問い合わせください。

○サービスの利用申請について

サービスを利用するためには高知市に申請する必要があります。申請後、調査を経て、「支援が必要な状態かどうか」「どのくらいの支援が必要であるか」などが決まります。

〈サービスの対象者〉

以下の対象となる障害等がある方で、各種手帳等によりその障害等の確認ができる方

対象となる障害等	障害等の確認に必要なもの
身 体 障 害	身体障害者手帳
知 的 障 害	療育手帳等
精 神 障 害	次のいずれか
高次脳機能障害	・精神障害者保健福祉手帳 ・医師診断書 ・自立支援医療受給者証 ・障害年金受給を証明できるもの（年金証書等）
発 達 障 害	医師診断書等
難 病 等	国が定める対象疾患（376疾患）に罹患していることが分かる医師診断書または特定疾患医療受給者証等

〈申請・相談窓口〉

申請は、障がい福祉課の窓口またはお近くの障害者相談センターにご連絡いただければ、申請書を持ってお伺いさせていただきます。

○高知市障害者相談センター

	地域（大街）	センター名称	所在地	電話番号 FAX番号
東 部	布師田・大津・三里・ 五台山・高須・介良・ 南街・北街・下知	障害者相談センター 東 部	葛島4丁目3-3 東部健康福祉センター内	882-9391 885-3556
西 部	朝倉・鴨田・旭街・ 初月・鏡	障害者相談センター 西 部	旭町2丁目21-6 障害者福祉センター2階	802-8166 802-8167
南 部	潮江・長浜・御畳瀬・ 浦戸・春野	障害者相談センター 南 部	百石町3丁目1-30 南部健康福祉センター1階	856-9255 856-9257
北 部	一宮・秦・江ノ口・ 小高坂・上街・高知街・ 土佐山	障害者相談センター 北 部	丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3階	820-5211 856-5549